

資料 2 - 2

運営指導における 主な指導事項について ～地域密着型サービス～

－ 目 次 －

- 1 指導事項の概要(P3～P5)
- 2 指導事項等の根拠となる法令等(P6～P14)
- 3 指導・監査における主な指摘・指導事項の解説(P15～P118)
- 4 運営規程に定める事項(P119～P125)

1 指導事項の概要

【指導の種類】

文書指摘	基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導すること。 <u>期限内に改善状況について報告が必要</u> です。
口頭指摘	基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導すること。 指摘事項に対する改善措置は必要ですが、改善状況について報告する必要はありません。
助言	基準条例や関係法令等の違反ではないが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。 努力事項であり改善義務はありません。

【令和6年度運営指導 指摘事項内訳】

サービス区分	項目		文書指摘	口頭指摘	合計
地域密着型サービス (53事業所で実施)	I	基本方針			
	II	人員基準	4		4
	III	設備基準			
	IV	運営基準	67	118	185
	V	報酬関係	13	41	54
地域密着型サービス 計			84	159	243

【令和6年度運営指導 指摘事項 サービス毎詳細】

サービス種別	基本方針	人員			運営			報酬			総計		
	文書指摘	文書指摘	口頭指摘	計	文書指摘	口頭指摘	計	文書指摘	口頭指摘	計	文書指摘	口頭指摘	計
地域密着型サービス		4		4	67	118	185	13	41	54	84	159	243
(内訳)													
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		2		2	5	10	15	1	5	6	8	15	23
夜間対応型訪問介護		1		1	1	7	8		2	2	2	9	11
地域密着型通所介護		1		1	21	34	55	3	19	22	25	53	78
(介護予防)認知症対応型通所介護					5	12	17		1	1	5	13	18
(介護予防)小規模多機能型居宅介護					15	24	39	3	7	10	18	31	49
(介護予防)認知症対応型共同生活介護					18	26	44	5	7	12	23	33	56
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					1	1	2	1		1	2	1	3
看護小規模多機能型居宅介護					1	4	5				1	4	5

2 指導事項等の根拠となる法令等

指定基準や報酬基準、解釈通知等を確認する際は、次の法令、条例・関係省令・告示・通知等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求を行うようお願いします。

なお、ここで挙げているのは主なものですので、他の関係する告示等は各事業所で確認してください。

【法律・規則】

■介護保険法 … 以下「法」と記載

■介護保険法施行規則 … 以下「規則」と記載

【指定基準】 ※厚生労働省令

■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日 厚生省令第34号)

… 以下「基準省令」と記載

■指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成18年3月14日 厚生労働省令第36号)

… 以下「予防基準省令」と記載

【指定基準】 ※福島市条例

■福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日 条例第35号)

… 以下「条例」と記載

■福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(平成24年12月27日 条例第36号)

… 以下「予防条例」と記載

【指定基準の解釈に関する通知】

■指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

… 以下「解釈通知」と記載

【報酬に関する基準】

■指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日 厚生省告示第126号)

… 以下「報酬告示」と記載

■指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日 厚生労働省告示第128号)

… 以下「予防報酬告示」と記載

【報酬告示に関する留意事項】

■指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に
関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・
老老発第0331018号)

… 以下「留意事項通知」と記載

【その他の主な関係省令・告示・通知等】

■厚生労働大臣が定める1単位の単価

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第93号)

■厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号)

■厚生労働大臣が定める基準

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)

■厚生労働大臣が定める施設基準

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号)

■厚生労働大臣が定める地域

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第98号)

■厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第92号)

■厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法

(平成12年2月10日 厚生省告示第27号)

■厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(平成12年2月10日 厚生省告示第29号)

■指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(平成12年2月10日 厚生省告示第21号)

3 指導・監査における主な指摘・指導 事項の解説

※令和6年度以前に指導・指摘した事項について掲載しています。

指導事項	[基本事項] 利用者が認知症であることを確認できる書類がない。
指導内容	認知症であることが確認できない利用者が見受けられた。利用者が認知症であることは、主治医意見書・診断書等によって確認を行い、それらの文書を適切に保管すること。
解 説	① 認知症対応型通所介護は、認知症の者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図ることを支援するものです。 ② 認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指すものです。
根 拠 等	■ 解釈通知 第3-三-1（認知症対応型通所介護）, 第3-五-1（認知症対応型共同生活介護）
改善方法等	認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護については、サービス提供にあたり、利用希望者が認知症であるか確認する必要があります。主治医意見書・診断書等によって確認を行い、それらの文書を適切に保管してください。

指導事項	[人員基準] オペレーターがサービス付き高齢者向け住宅の従業員を兼務していた。 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
指導内容	オペレーターについて、同一敷地内にあるサービス付き高齢者向け住宅の従業員を兼務していることを確認した。オペレーターが兼務できるのは、当該事業所の定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス(オペレーターが保健師、看護師又は准看護師の場合に限る。)、一体的に運営する訪問介護事業所、訪問看護事業所(オペレーターが保健師、看護師又は准看護師の場合に限る。)及び夜間対応型訪問介護事業所の職務であるため、サービス付き高齢者向け住宅にかかる従業員との兼務を改めること。
解 説	オペレーターが兼務できる職務は、下記の職務に限定されています。 ① 当該事業所の定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス(オペレーターが保健師、看護師又は准看護師の場合に限る。) ② 一体的に運営する訪問介護事業所、訪問看護事業所(オペレーターが保健師、看護師又は准看護師の場合に限る。) ③ 夜間対応型訪問介護事業所 ④ 同一敷地内の次に掲げるいずれかの施設等の職務(当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合に限る。) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
根 拠 等	■ 条例第6条(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
改善方法等	上記解説のとおり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターが兼務できる職務は限定されており、サービス付き高齢者向け住宅等の従業員とは兼務できません。人員配置を決める際は、ご注意ください。 なお、オペレーターの兼務については、労働諸法を遵守するとともに、利用者処遇に支障がないよう配慮をお願いします。

指導事項	[人員基準] ヘルパー２級の者がオペレーターの業務を行っていた。 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
指導内容	オペレーターの業務について、ヘルパー２級の者が行っている提供日を確認したため、改めること。
解 説	オペレーターは看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。
根 拠 等	■ 解釈通知 第3-1-2-(1)-①-イ
改善方法等	解説に記載のとおり、オペレーターは看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければなりません。サービス提供責任者として1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者)にあっては、3年以上)従事した者をオペレーターとして充てることもできますが、要件がありますので解釈通知をよく確認してください。

指導事項	[人員基準] 単位ごとに看護職員等が2名配置されていなかった(認知症対応型通所介護)
指導内容	看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下、介護職員等)の配置基準について、土曜日の営業について、介護職員等を1人しか配置していないことを確認したため、改めること。
解 説	看護師若しくは准看護師又は介護職員については、指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要がある。(必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。)
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の4(14)(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	単位ごとに、専ら認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上、かつ看護職員・介護職員の勤務時間の合計を単位における平均提供時間数(利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数)で除した数が1以上となるよう、看護職員・介護職員を配置してください。

指導事項	[人員基準] 生活相談員が配置されていない日があった。
指導内容	生活相談員が配置されていない日を確認した。減算対象ではないが、人員基準上では違反していることになる。生活相談員をもう1名配置するなど、サービス提供日ごとに生活相談員が配置されるよう、対策をとること。
解 説	指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とする。
根 拠 等	■ 条例 第59条の3(地域密着型通所介護)、第61条(認知症対応型通所介護) ■ 予防条例 第5条または第8条(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	生活相談員は、提供日ごとに1人以上の配置とされており、営業時間帯は常に生活相談員が1人以上配置されていなければなりません。 減算対象ではありませんが人員基準違反となるため、生活相談員の配置ができない日が継続する場合、市福祉監査課へ相談し、場合によっては休止等の対応をしていただくようになりますのでご留意願います。

指導事項	[人員基準] 機能訓練指導員が配置されていなかった。(地域密着型通所介護)
指導内容	機能訓練指導員が配置されていないことを確認した。人員基準上、機能訓練指導員を1以上配置する必要があるため、至急配置すること。
解 説	機能訓練指導員は、必ず1以上配置する必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第59条の3(地域密着型通所介護)
改善方法等	利用定員が10人以下の場合、サービス提供時間内に介護職員が1以上配置されていれば看護職員は配置しなくても差し支えありませんが、看護職員が機能訓練指導員を兼務している場合、併せて機能訓練指導員を配置しなくても良いとはなりません。地域密着型通所介護では、機能訓練指導員を必ず1以上配置する必要があります。 なお、減算対象ではありませんが人員基準違反となるため、機能訓練指導員の配置ができない日が継続する場合、市福祉監査課へ相談し、場合によっては休止等の対応をしていただくようになりますのでご留意願います。

指導事項	[人員基準] 夜勤職員がサービス付き高齢者向け住宅の宿直業務を行っていた。 (小規模多機能型居宅介護)
指導内容	夜間及び深夜の勤務に当たるものを1以上必要だが、1人の夜勤職員が、小規模多機能型居宅介護事業業務と併設のサービス付き高齢者向け住宅の業務を行っていることを確認したため、改めること。
解 説	夜間及び深夜の時間帯を通じて指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たる(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。
根 拠 等	■ 条例 第82条(小規模多機能型居宅介護) ※第191条(看護小規模多機能型居宅介護)についても同趣旨の規定 ■ 予防条例 第43条(介護予防小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	小規模多機能型介護従業者が従事することができる職務は、①認知症対応型共同生活介護、②地域密着型特定施設、③地域密着型介護老人福祉施設、④介護療養型医療施設の①～④の事業所となります。 1人の職員が小規模多機能型居宅介護従業者とサービス付き高齢者向け住宅の夜間における見守り業務をする場合は、1以上の配置を満たさなくなりますので、ご留意願います。

指導事項	[人員基準] 夜勤及び深夜の勤務を行う介護従業者が共同生活住居ごとに配置されていなかった。
指導内容	夜勤及び深夜の勤務を行う介護従事者について、指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居ごとに1人以上確保されている必要があるが、確保されていない日があることを確認した。指定基準に定める員数の従業者を置いていない場合、人員基準欠如による減算の対象となるので、共同生活住居ごとに1人以上確保できるよう改めること。
解 説	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。
根 拠 等	■ 条例 第110条(認知症対応型共同生活介護) ■ 予防条例 第71条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	複数の共同生活住居がある認知症対応型共同生活介護事業所の場合、夜勤職員をそれぞれの共同生活住居ごとに配置する必要があり、夜勤体制の基準を満たさない場合、介護報酬が減算されることとなるのでご留意願います。

指導事項	[人員基準] 計画作成担当者が2ユニットの業務を行っていた。(認知症対応型共同生活介護)
指導内容	2階ユニットを担当している計画作成担当者が、1階の介護職員として勤務していることを確認したため、改めること。
解 説	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。
根 拠 等	■ 条例 第110条(認知症対応型共同生活介護) ■ 予防条例 第71条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるとされており、他の共同生活住居の職務には従事することができませんので、ご留意願います。

指導事項	[人員基準] 計画作成担当者が他の事業所と兼務していた。(認知症対応型共同生活介護)
指導内容	計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、他の事業所との兼務はできないこととされているが、他の事業所と兼務している事を確認したため改めること。
解 説	介護支援専門員である計画作成担当者は、当該共同生活住居における他の職務を除き、兼務することはできない。
根 拠 等	■ 条例 第110条(認知症対応型共同生活介護) ■ 予防条例 第71条(介護予防認知症対応型共同生活介護) ■ 18.5.2介護制度改革information vol.102 事務連絡 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&A／問14
改善方法等	上記「指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&A」により、他の事業所との兼務はできない旨明記されておりますので、留意願います。

指導事項	[人員基準] 管理者が常勤専従ではなかった。
指導内容	① 管理者の勤務実態について、常勤の管理者を置かなければならないが、同一敷地外にある他の事業所の管理者としても勤務しており、常勤ではないことを確認したため、改めること。 ② 管理者について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに常勤専従として配置しなければならないが、同一敷地内のサービス付き高齢者向け住宅の管理者としても勤務しており、専従ではなかった。管理者は常勤専従として配置することとされているため、改めること。 ③ 管理者について、看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに常勤専従として配置しなければならないが、同一敷地内のサービス付き高齢者向け住宅の管理者及び介護職員としても勤務しており、専従ではなかった。管理者は常勤専従として配置することとされているため、改めること。
解 説	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。<u>ただし、当該管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> (※ただし書きについては、サービス種別毎に異なるため注意すること。)
根 拠 等	■ 条例 第7条(定期巡回・随時訪問型訪問介護)、第48条(夜間対応型訪問介護)、第59条の4(地域密着型通所介護)、第62条(認知症対応型通所介護)、第83条(小規模多機能型居宅介護)、第111条(認知症対応型共同生活介護)、第131条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第166条(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、第192条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第6条(介護予防認知症対応型通所介護)、第45条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第72条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないとされており、ただし書きにより、事業所の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができるとされています。 ただし書き以外の職務に従事する場合は、常勤換算に含むことができないため、常勤を満たさなくなりますのでご留意願います。

指導事項	[運営基準] 機能訓練を実施していなかった。(地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)
指導内容	機能訓練が実施されていないことを確認した。自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を実施するよう改めること。
解 説	地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の事業は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第59条の2(地域密着型通所介護)、第60条(認知症対応型通所介護)、第81条(小規模多機能型居宅介護)、第109条(認知症対応型共同生活介護)、第129条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第150条(地域密着型介護老人福祉施設)、第190条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第4条(介護予防認知症対応型通所介護)、第43条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第70条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	機能訓練指導員の配置など、人員基準上必要な人員を配置のうえ、機能訓練を実施できるよう体制整備を行ってください。

指導事項	[運営基準] 運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていなかった。
指導内容	運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていないため、改めること。
解 説	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第9条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第11条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	重要事項説明書に記載する項目は、サービス種別ごとに異なりますが、主に運営規程の概要となりますので、基準を確認してください。 また、実態と合っていない部分がないか定期的に確認し、差異があれば、実態と合うように訂正してください。 なお、重要事項説明書は変更する機会が多いと考えられるため、作成日等を記載するなどして、最新の重要事項説明書を管理することが望ましいと考えられます。

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書の変更に係る説明・同意を得ていなかった。
指導内容	報酬改定により利用料金が変更になったが、変更になったことを利用者又は家族に対して説明し同意を得ていないため、説明し同意を得ること。
解 説	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第9条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第11条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	同意を得た内容に変更が生じた場合(簡易な変更を除く)は、改めて説明及び同意を得ることが必要です。特に報酬改定や利用者負担割合変更により、利用料金が増える場合については、書面による同意を得るようにしてください。この場合、変更後の重要事項説明書で同意を得るか、変更部分だけ抽出した書面を作成し、同意を得るよう対応してください。 なお、書面による同意ではない場合には、変更後の書面を交付した上で、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録してください。

指導事項	[運営基準] 「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が重要事項説明書に記載されていないかった。
指導内容	「提供するサービスの第三者評価の実施状況」について重要事項説明書に記載されていないため、改めること。
解 説	事業者は、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、（一部省略）提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から当該サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第9条（定期巡回・随時対応型訪問介護）、第59条（夜間対応型訪問介護）、第59条の20（地域密着型通所介護）、第80条（認知症対応型通所介護）、第108条（小規模多機能型居宅介護）、第128条（認知症対応型共同生活介護）、第177条（地域密着型介護老人福祉施設）、第202条（看護小規模多機能型居宅介護） ■ 予防条例 第11条（介護予防認知症対応型通所介護）、第65条（介護予防小規模多機能型居宅介護）、第86条（介護予防認知症対応型共同生活介護）
改善方法等	提供するサービスの第三者評価の実施状況について、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について、重要事項説明書に記載してください。 なお、第三者評価を実施する機関については、福島県のホームページを参照してください。

指導事項	[運営基準] 介護保険の受給資格を確認できなかった。
指導内容	介護保険証の写しを確認できなかったため、改めること。
解 説	① 介護保険の給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるため、介護サービス事業者は、サービス提供にあたり、利用者の提示する被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる必要があります。 ② 利用者の被保険者証に、認定審査会の意見として当該被保険者にかかる留意すべき事項が記載されているときは、介護サービス事業者はこれに配慮してサービス提供するように努める必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第12条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第14条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	サービス提供をする際は、介護保険証(写)を保管するか、介護保険証の内容を記録し保管してください。

指導事項	[運営基準] サービス担当者会議の記録がなかった。
指導内容	サービス担当者会議の記録を確認できなかった。地域密着型通所介護計画作成にあたっては、居宅サービス計画をよく確認するとともに、サービス担当者会議の内容を記録し、地域密着型通所介護計画と一緒に保存すること。
解 説	サービス提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第14条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の6(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第87条(小規模多機能型居宅介護)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第16条(介護予防認知症対応型通所介護)、第49条(介護予防小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、事業者は指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてください。 なお、市条例により、紙媒体・電子媒体など記録媒体の如何を問わず、記録は5年間保存してください。

指導事項	[運営基準] 週1回または隔週に1回しか入浴支援が行われていなかった。(地域密着型通所介護)
指導内容	居宅サービス計画に週2回の入浴支援が位置付けられているにも関わらず、週1回または隔週に1回しか入浴支援が行われていないことを確認した。居宅サービス計画に沿って、適切にサービス提供を行うこと。
解 説	サービスは、居宅サービス計画に沿って提供する必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第17条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護) ■ 予防条例 第19条(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	事業者は、居宅サービス計画に沿ってサービス提供を行わなければなりません。利用者の心身の状況に応じて、柔軟にサービス提供を行うものであり、サービス内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、適切な連携を図ってください。

指導事項	[運営基準] 居宅サービス計画が保管されていなかった。
指導内容	居宅サービス計画が保管されていなかった。サービス提供にあたっては、居宅サービス計画を確認するとともに保存すること。
解 説	サービスは、居宅サービス計画に沿って提供する必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第17条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護) ■ 予防条例 第19条(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	事業者は、居宅サービス計画に沿ってサービス提供を行わなければなりません。交付を受けた居宅サービス計画については、確認のうえ適切に保管してください。

指導事項	[運営基準] 居宅サービス計画と地域密着型通所介護計画に位置付けられたサービス提供の頻度が異なっていた。
指導内容	居宅サービス計画と地域密着型通所介護計画に位置付けられたサービス提供の頻度が異なることを確認した。当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行うこと。
解 説	事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第18条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護) ■ 予防条例 第21条(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。

指導事項	〔運営基準〕 ① サービス提供記録がなかった。 ② 利用者の送迎記録がなかった。
指導内容	① サービス提供記録について、利用者の心身の状況を確認できなかった。サービス提供記録には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。 ② 利用者の送迎記録が確認できなかったため、様式を整備したうえで記録すること。
解 説	事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第20条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第115条(認知症対応型共同生活介護)、第155条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第21条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第76条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	事業者は、利用者の状況をよく観察し、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を具体的に記録してください。 また、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供しなければなりませんので、利用者への情報提供を意識して記録してください。 なお、市条例により、紙媒体・電子媒体など記録媒体の如何を問わず、記録は5年間保存してください。

指導事項	[運営基準] 運営規程、重要事項説明書及び契約書に記載されている利用料の負担割合に、1割負担の記載はあるが、2割負担・3割負担の記載がないため改めること。
指導内容	事業者は、利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割の支払を受けなければならない。
解 説	現在、利用者負担割合は1～3割となりますので、運営規程、重要事項説明書及び契約書の記載内容について確認してください。
根 拠 等	■ 条例 第21条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の7(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第90条(小規模多機能型居宅介護)、第116条(認知症対応型共同生活介護)、第137条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第156条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第22条(介護予防認知症対応型通所介護)、第52条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第77条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	運営規程、重要事項説明書及び契約書に利用者負担割合を記載する場合は、「1割・2割・3割」と明記するか、又は「負担割合証に記載の利用者負担割合」等と記載してください。

指導事項	[運営基準] 利用料金の記載に誤りがあった。
指導内容	サービス提供にあたり、予め利用申込者又はその家族に対し、重要事項についてわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならない。
解 説	令和3年4月の介護報酬改定に伴い、料金表への加算の記載漏れ、単位数の記載誤りが散見されました。利用料改定にあたっては、利用者・家族から同意を得るとともに、料金表の記載漏れ・記載誤りがないようにしてください。
根 拠 等	■ 条例 第21条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の7(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第90条(小規模多機能型居宅介護)、第116条(認知症対応型共同生活介護)、第137条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第156条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第22条(介護予防認知症対応型通所介護)、第52条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第77条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	料金表の作成にあたってはダブルチェック等を行い、利用者・家族から同意を得た場合は同意書を得るか、または説明・同意日を記録してください。

指導事項	[運営基準] 保険外サービスを定めている書類がなかった。
指導内容	領収書(控)より、保険外サービスが提供されていることを確認した。保険外サービスにかかる運営規程を定めること。 なお、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定めること。
解 説	保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、事業所の運営規程とは別に定めること。 介護保険サービスの利用料とは別に費用請求すること。また、介護保険サービスの事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること。
根 拠 等	■ 解釈通知 第3の 一4(13)(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)、二4(12)(夜間対応型訪問介護)、二の二3(1)(地域密着型通所介護)、三3(8)(認知症対応型通所介護)、四4(4)(小規模多機能型居宅介護)、五4(3)(認知症対応型共同生活介護)、六3(4)(地域密着型特定施設入居者生活介護)、七4(3)(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、八4(9)(看護小規模多機能型居宅介護)、第4一(介護予防) ■ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて (推発0958第1号 老高発0928第1号 老振発0928第1号 老老発0928第1号 平成30年9月28日)
改善方法等	保険外サービスを提供する際は、当該事業の目的、運営方針、利用料等について介護保険サービスの運営規程とは別に定める必要があります。 また、当該サービスが介護保険給付の対象とはならないサービスであることを説明し、同意を得るとともに、会計は介護保険サービスと区分して作成してください。

指導事項	[運営基準] 領収証(請求書)の内訳が記載されていなかった。
指導内容	利用者に対して交付している請求書について、日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額が区分されていなかったため、改めること。
解 説	介護保険施設等が利用者に対して交付する領収証には、介護保険法施行規則に基づき、日常生活等の費用の額を、介護保険の給付に係る利用料の額と区分した上で、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載すること。
根 拠 等	■ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について (老振第75号 老健第122号 平成12年11月16日)
改善方法等	領収証(請求書)は日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額を区分して作成してください。 なお、同一様式で作成する場合は、日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額をそれぞれ個別の費用ごとに区分した上で、小計を記載するなどして費用の額を分かりやすくするなど、工夫して作成するよう努めてください。

指導事項	[運営基準] アセスメント、モニタリングが行われていなかった。
指導内容	① アセスメントの実施を確認できなかった。アセスメントの実施は、認知症対応型共同生活介護計画を作成する際に実施することとされているため、認定有効期間の更新後や長期目標期間が切れた際などに新しく認知症対応型共同生活介護計画を作成する際はアセスメントを実施すること。 ② アセスメント及びモニタリングの記録を確認できなかった。地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、地域密着型通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。
解 説	モニタリングの結果及び計画の目標達成状況についての評価を踏まえ、必要に応じて計画変更を行う。
根 拠 等	■ 条例 第26条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第52条(夜間対応型訪問介護)、第59条の10(地域密着型通所介護)、第71条(認知症対応型通所介護)、第96条(小規模多機能型居宅介護)、第118条(認知症対応型共同生活介護)、第158条(地域密着型介護老人福祉施設)、第199条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第42条(介護予防認知症対応型通所介護)、第67条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第88条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。また、P(目標設定)、D(実施)、C(監視・評価)、A(見直し)を意識した計画作成、サービス提供をお願いします。

指導事項	[運営基準] 個別サービス計画が作成されていなかった。
指導内容	① 認知症対応型共同生活介護計画が作成されていないことを確認した。サービス提供にあたっては、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族へ説明のうえ同意を得、当該訪問介護計画を利用者に交付すること。 ② 短期目標の期間満了後、認知症対応型通所介護計画が作成されていないことを確認した。速やかに計画を作成後、利用者等に説明のうえ同意を得ること。
解 説	利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえつつ、居宅サービス計画に沿って個別サービス計画を作成しなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第26条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第52条(夜間対応型訪問介護)、第59条の10(地域密着型通所介護)、第71条(認知症対応型通所介護)、第96条(小規模多機能型居宅介護)、第118条(認知症対応型共同生活介護)、第158条(地域密着型介護老人福祉施設)、第199条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第42条(介護予防認知症対応型通所介護)、第67条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第88条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	個別サービス計画の作成にあたっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。

指導事項	[運営基準] 従業者が共同して地域密着型通所介護計画を作成していなかった。
指導内容	地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成する必要があるが、共同して作成していることを確認できなかったため改めること。
解 説	地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。
根 拠 等	■ 条例 第59条の10(認知症対応型通所介護)、第71条(認知症対応型通所介護)
改善方法等	地域密着型通所介護計画・認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成するものです。作成した従業者氏名を計画書に記載するなど、従業者が共同して作成したことが分かるようにしてください。

指導事項	[運営基準] 看護サービス提供における医学的管理の必要性が不明瞭。
指導内容	外部提供資料における医師意見書の医学的管理の必要性の項目に記載がなく、看護サービス提供までの経過が不明瞭であった。利用者が訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、主治の医師等の意見を記録するよう改めること。
解 説	看護サービス提供にあたっては、主治医意見書の「医学的管理の必要性」の項目で確認できない場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第199条(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護サービス提供にあたっては、主治医意見書の「医学的管理の必要性」の項目で確認できない場合は、居宅介護支援事業所と同様に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める必要があります。主治医に確認した内容・経過等について記録してください。

指導事項	[運営基準] 計画の同意を本人から得ていなかった。
指導内容	個別支援計画について、本人の同意ではなく家族から同意を得ていたことを確認した。
解 説	計画作成責任者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第26条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第52条(夜間対応型訪問介護)、第59条の10(地域密着型通所介護)、第71条(認知症対応型通所介護)、第96条(小規模多機能型居宅介護)、第118条(認知症対応型共同生活介護)、第158条(地域密着型介護老人福祉施設)、第199条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 2(4)イb第42条(介護予防認知症対応型通所介護)、第67条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第88条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	個別支援計画については、文書により利用者の同意を得なければならない、とされており、利用者本人から文書による同意が難しく、代筆等で対応した場合は、本人の氏名のほかに代筆者の氏名及びその続柄について記載するように努めてください。 また、当該同意は、押印の必要までは求めていませんが、押印する形で様式を定めている場合は、自書であっても押印まで実施する等、書類の管理に努めてください。

指導事項	[運営基準] 介護保険対象外費用として通院介助代を実費徴収していた。
指導内容	介護保険対象外費用として通院介助代を実費徴収することとしているが、通院介助については認知症対応型共同生活介護の提供に含まれるため、改めること。
解 説	本市における認知症対応型共同生活介護における通院介助に係る費用の取扱いは以下のとおりです。 (人件費について) 協力医療機関か否かに関わらず、人員配置基準内の人員が付き添う場合には、人件費の徴収はできない。 (交通費について) 協力医療機関か否かに関わらず、交通費については実費分のみ徴収することができる。
根 拠 等	■ 条例 第116条(認知症対応型共同生活介護) ■ 予防条例 第77条 (介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	通院介助に係る費用に介助員の人件費が含まれていないか、確認してください。

指導事項	[運営基準] 利用者の処遇に直接影響を及ぼす業務に派遣労働者が従事していた。
指導内容	介護職員について、労働者派遣契約により当該事業所の従業者として従事していることを確認した。利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければならないため、改めること。
解 説	調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該事業所の従業者によってサービスを提供するのが原則です。
根 拠 等	■ 解釈通知 第3-二の二-3-(6)(地域密着型通所介護)、第3-三-3-(8)(認知症対応型通所介護)、第3-四-4-(23)(小規模多機能型居宅介護)、第3-五-4-(9)(認知症対応型共同生活介護)、第3-七-4-(19)(地域密着型介護老人福祉施設)、第3-八-4-(9)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	上記根拠等に記載のあるサービスについては、当該事業所の従業者によってサービスを提供するのが原則です。調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者へ委託可能です。 なお、上記根拠等に記載のないサービスについては、利用者の処遇に直接影響を及ぼす業務に派遣労働者が従事することは可能ですが、一定のルールがあります。解釈通知をよく確認してください。

指導事項	[運営基準] 緊急時対応マニュアルが作成されていなかった。
指導内容	緊急時等の対応について、緊急時対応マニュアルが確認できなかったため、作成すること。
解 説	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第29条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第53条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第99条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第149条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第165条の2(地域密着型介護老人福祉施設)、第200条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第25条(介護予防認知症対応型通所介護)、第56条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	緊急時等の対応が必要になった際の手順や連絡先を示した緊急時対応マニュアルを作成し、従業者全員に周知するとともに、いつでも確認できるよう事務所内の見やすいところに掲示又は保管してください。

指導事項	[運営基準] 運営規程に定める項目が不足していた。
指導内容	運営規程に定める項目が不足していることを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 本市においては基準省令に加え、「個人情報の取扱いに関する事項」及び「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることを求めています。 ※事業ごとに定めるべき内容は、「4 運営規程に定める事項」参照。
根 拠 等	■ 条例 第31条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第55条(夜間対応型訪問介護)、第59条の12(地域密着型通所介護)、第73条(認知症対応型通所介護)、第100条(小規模多機能型居宅介護)、第122条(認知症対応型共同生活介護)、第168条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第27条(介護予防認知症対応型通所介護)、第57条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第80条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	運営規程は、事業の運営についての重要事項を定めたものです。事業所は運営規程に従って事業を運営してください。 また、記載すべき項目は、サービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。 なお、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に市福祉監査課へ届出が必要となります。

指導事項	[運営基準] 従業者の秘密保持等にかかる誓約書がなかった。
指導内容	秘密保持等について、退職者を含む従業者が利用者の秘密を保持することを誓約する必要があるが、一部従業者の誓約書を確認できなかった。至急誓約書を作成のうえ、保管すること。
解 説	事業者は、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう義務づけられています。また、過去に従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることも義務づけられています。
根 拠 等	■ 条例 第35条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第173条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第33条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	事業者は、従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に文書で取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。

指導事項	[運営基準] パンフレットの記載内容に誤りがあった。
指導内容	パンフレットの内容が運営規程・重要事項説明書と異なるため、整合性を図ること。
解 説	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
根 拠 等	■ 条例 第36条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第57条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第34条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	運営規程や重要事項説明書の変更、介護報酬の改定があった場合は、パンフレットの記載内容について確認し、必要に応じ修正してください。

指導事項	[運営基準] 運営規程と重要事項説明書の記載内容に整合性がない。
指導内容	① 運営規程について、営業日の規定が重要事項説明書と異なるため、整合性を図ること。 ② 運営規程について、従事者の員数にかかる記載が実態と異なるため、改めること。 ③ 通常の事業の実施地域にかかる記載が重要事項説明書・パンフレットと異なるため、整合性を図ること。 ④ 運営規程について、水道光熱費の金額が重要事項説明書と異なるため改めること。 ⑤ 食費が運営規程と重要事項説明書で異なるため、整合性を図ること。 ⑥ 宿泊に要する費用が運営規程と重要事項説明書で異なるため、整合性を図ること。
解 説	事業者は、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 本市においては基準省令に加え、「個人情報の取扱いに関する事項」及び「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることを求めています。 ※事業ごとに定めるべき内容は、「4 運営規程に定める事項」を参照。
根 拠 等	■ 条例 第31条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第55条(夜間対応型訪問介護)、第59条の12(地域密着型通所介護)、第73条(認知症対応型通所介護)、第100条(小規模多機能型居宅介護)、第122条(認知症対応型共同生活介護)、第168条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第27条(介護予防認知症対応型通所介護)、第57条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第80条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	昨今の物価上昇等により、食費や水道光熱費等を見直すケースが増えていますが、運営規程で料金を規定している場合は運営規程を変更してください。 従業者の員数が実態と異なる事例が多くみられます。「〇名以上」などの記載に改めることをお勧めします。 なお、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に市福祉監査課へ届出が必要となります。

指導事項	[運営基準] 勤務表が作成されていなかった。
指導内容	勤務表を作成していないことを確認した。事業所は、利用者に対して適切な指定介護サービスを提供できるよう、月ごとに勤務表を作成すること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(定期巡回・随時訪問型訪問介護)、第56条(夜間対応型訪問介護)、第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第123条(認知症対応型共同生活介護)、第146条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第81条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	全ての事業所において、勤務表を作成する必要があります。 勤務表は原則として月毎に作成し、人員基準等を満たしているか確認するとともに、実績の管理を行うことも重要です。 また、勤務表を作成するにあたっては、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 なお、勤務表の明記すべき項目はサービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。

指導事項	[運営基準] 職員の勤務時間が明確になっていなかった。
指導内容	兼務している職員の日々の勤務時間が明確になっていないことを確認した。兼務している職員については、勤務表上でそれぞれの職務の勤務時間を明確にして作成すること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(定期巡回・随時訪問型訪問介護)、第56条(夜間対応型訪問介護)、第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第123条(認知症対応型共同生活介護)、第146条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第81条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	兼務している職員が、それぞれの職務で勤務することは原則できません。職種によっては、サービス提供時間に必要としている人員配置がありますので、勤務表上でそれぞれの職種で勤務時間が分かるように、2段に分けて記載するなど工夫して作成してください。

指導事項	[運営基準] 職員配置の分かる資料がなかった。
指導内容	職員の配置について、従事する職務が明確になっていない、複数の職務を兼務する職員については兼務の内容が明確になっていないことを確認した。 従事する職務の内容を明確にするため、従事する職務の内容を適正に記載した書類を作成すること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(定期巡回・随時訪問型訪問介護)、第56条(夜間対応型訪問介護)、第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第123条(認知症対応型共同生活介護)、第146条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第81条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	常勤・非常勤職員にかかわらず、全ての職員に対して雇用契約書又は辞令など職員の従事する職種 の分かる書類を作成し、交付してください。 また、介護職員処遇改善加算の算定対象の職員については、必ず介護職員として交付し、支給 対象者であることを明確にしてください。

指導事項	[運営基準] 資格証の控えが保管されていなかった。
指導内容	資格を証明する書類が保管されていなかったため、改めること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(定期巡回・随時訪問型訪問介護)、第56条(夜間対応型訪問介護)、第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第123条(認知症対応型共同生活介護)、第146条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第81条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	人員配置の条件や算定する加算等で職種を把握するには、資格証の確認も必要となります。事業所には、資格証の原本のコピーで結構ですので、控えを保管するように努めてください。

指導事項	[運営基準] 機能訓練指導員が、業務委託契約により従業者として従事していた。
指導内容	機能訓練指導員1名について、業務委託契約により当該事業所の従業者として従事していることを確認した。利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならないため、改めること。
解 説	原則として、当該事業所の従業者によってサービスを提供しなければなりません。 なお、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められています。
根 拠 等	■ 条例 第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護) ■ 解釈通知
改善方法等	上記根拠等で記載のあるサービスについては、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該事業所の従業者によりサービスを提供するのが原則です。業務委託契約や派遣労働者によるサービス提供は認められていませんので、注意してください。

指導事項	[運営基準] 研修を実施していなかった。
指導内容	職員が少ないことにより、研修を設ける時間を確保できないため、研修を実施していないとのことであったが、研修は職員の資質向上のため実施を検討すること。
解 説	事業者は、従業者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第56条(夜間対応型訪問介護)、第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第123条(認知症対応型共同生活介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第81条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	職員研修は、従業者の資質向上を図るための研修計画を作成した上で実施してください。 また、届け出た各種加算の算定要件においては、研修計画の作成が必要となるものがありますので確認してください。従業者ごとの研修計画が必要な場合は、研修計画の作成に当たり、個別的具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があります。 さらに、届出以降においても、各種加算の算定要件を満たしているか常に確認してください。

指導事項	[運営基準] 職場におけるハラスメント防止の体制整備がされていない。
指導内容	令和4年4月1日より、職場におけるハラスメントの防止のための措置が義務化されたため、指針、周知・啓発、相談等の体制を整備すること。
解 説	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが、令和4年4月1日より義務づけられました。事業主が講ずべき措置の内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、下記「改善方法等」のとおりです。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。
根 拠 等	■ 条例 第32条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第56条(夜間対応型訪問介護)、第59条の13(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第123条(認知症対応型共同生活介護)、第146条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第169条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第81条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 - a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 - b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 □ 事業主が講じることが望ましい取組 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) なお、厚生労働省ホームページ(※)にマニュアルや手引きが掲載されていますので、参考としてください (※)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

指導事項	[運営基準] 業務継続計画が検討されていない。 令和6年4月1日より義務化
指導内容	令和6年4月1日より業務継続計画の策定等が義務化されるため、業務継続計画の策定及び必要な研修・訓練の実施について実施すること。
解 説	感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業者に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが令和6年4月1日より義務化されています。
根 拠 等	■ 条例 第32条の2(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第149条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第28条の2(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	■ 具体的には、以下の点についてご検討ください。 ① 感染症に係る業務継続計画 a. 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b. 初動対応 c. 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ② 災害に係る業務継続計画 a. 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b. 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c. 他施設及び地域との連携 ③ 年1回以上の研修 ④ 年1回以上の訓練(シミュレーション) ■ 体制整備にあたっては、厚生労働省が公開している「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」を参考としてください。(ガイドライン・ひな形も掲載されています。) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

指導事項	[運営基準] 感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置について、検討されていない。
指導内容	令和6年4月1日より感染症の予防及びまん延の防止のための措置が義務化された。委員会の設置、指針の整備、研修・訓練の実施について早急に体制を整備すること。
解 説	感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置については、令和6年4月1日に義務化されています。
根 拠 等	■ 条例 第33条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の16(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第149条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第171条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第31条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	■ 具体的には、下記の点について検討してください。 - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(概ね6月に1回以上開催) - ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 - ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(年1回以上) ■ 体制整備にあたっては、厚生労働省が公開している「介護現場における感染対策の手引き」を参考としてください。 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf

令和6年4月1日より義務化

指導事項	[運営基準] 事業所の見やすいところに運営規程等が掲示されていなかった。
指導内容	事業所内の見やすい場所に運営規程等を掲示しなければならないが、見やすい場所に掲示されていないことを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第34条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第32条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	事業所の見やすい場所とは、いつでも誰でも気軽に確認できる場所だと考えられ、玄関等に掲示することが適切だと考えられます。 なお、事業所の見やすい場所に十分な掲示スペースの確保が難しい場合には、運営規程の概要等をファイリングして、事業所の見やすい場所に設置するなど工夫してください。

指導事項	[運営基準] 掲示内容が実態と異なっていた。また、内容が不足していた。
指導内容	最新の重要事項説明書の内容が掲示されていない、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていないことを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第34条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第32条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	最新の重要事項説明書が掲示されているか確認してください。 また、別紙で利用料金表を作成している場合には、利用料金表も掲示してください。

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書に、苦情処理にかかる市町村窓口および国保連窓口の記載がない。
指導内容	① 重要事項説明書に、苦情処理にかかる市町村窓口および国保連窓口の記載がない。 ② 苦情処理にかかる市町村窓口及び国保連窓口の記載に誤りがある。
解 説	介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、保険者である市町村がサービスに関する苦情に対応する必要があることから、介護サービス事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確化しています。
根 拠 等	■ 条例 第38条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第149条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第36条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	福島市及び福島県国民健康保険連合会の苦情窓口は下記のとおりですので、重要事項説明書の記載に誤りがないか確認してください。 [福島市] 介護保険課 (電話 024-525-6587) [福島県国民健康保険連合会] 介護福祉課 苦情相談窓口 (電話 024-528-0040) https://www.fukushima-kokuho.jp/ippan/ka-kujyo.html

指導事項	[運営基準] 苦情受付時のファイルがなかった。
指導内容	苦情受付時の帳簿が整備されていないため、改めること。
解 説	利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけられています。
根 拠 等	■ 条例 第38条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第149条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第36条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	苦情がない場合でも、苦情受付時の帳簿及び様式を予め準備しておいてください。

指導事項	[運営基準] 事故報告書の帳簿がなかった。
指導内容	事故発生時の対応について、事故報告書の帳簿がないため、整備すること。
解 説	事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第40条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の18(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第175条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第37条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	介護サービスにおいて、介護事故等が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、再発防止のため、その原因を分析し改善策に従業者に周知徹底する必要があります。よって、事故発生時の記録簿を必ず備え付けてください。

指導事項	[運営基準] ①事故発生時の記録がされていなかった。 ②事故発生時の報告書に、再発防止策を記載する欄がない。
指導内容	① 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録が確認できなかったため、改めること。 ② 事故発生時の報告書に、再発防止策を記載する欄がない事を確認した。報告書の様式に再発防止策を記載する欄を設けるとともに、従業者全員が再発防止策を確認できるよう改めること。
解 説	① 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ② 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
根 拠 等	■ 条例 第40条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の18(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第175条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第37条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	介護サービスにおいて、介護事故等が発生した場合には、再発防止のため、その原因を分析し、改善策に従業者に周知徹底する必要がありますので、必ず記録してください。 また、事故対策委員会等において報告された介護事故等の集計・分析等を行い、再発防止策について研修会や職員会議等で周知徹底を図ってください。 さらに、事故発生防止策を講じた後は、その効果について評価を行い、同様の事故の再発防止に努めてください。

指導事項	[運営基準] 市への事故報告書の提出が、事故発生後約1か月後だった。
指導内容	事故報告書について、市への報告が事故発生後約1か月後に行われていたものを確認した。 第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に行うこと。
解 説	事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第40条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の18(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第175条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第37条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	市介護保険課への事故報告の範囲等については、「福島市介護保険事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者における事故報告事務取扱要領」を参考にしてください。また、令和3年3月19日老老発0319第1号「介護保険施設等における事故の報告様式について」において、「第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出し、その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については作成次第報告すること。」と通知されましたので、参考としてください。

重 要

勧告事項	[運営基準] 従業者による利用者への虐待行為が確認された。
勧告内容	過去にも虐待行為に対する改善勧告を行っており、二度と虐待行為が起きないように原因を究明し、虐待防止の徹底と再発防止策を明示すること。さらに、法人・事業所としての内部統制を確立したうえで、適正な事業運営となるよう併せて改善を図ること。
解 説	事業者は、従事者等の研修を実施し、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備、従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じること。 また、事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
根 拠 等	■ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第20条 (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置) ■ 条例 第3条(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)
改善方法等	パート職員を含めた職員全員について、虐待防止のための指針や虐待対応マニュアルについての研修を実施するとともに、事業所内で虐待が発生した原因の究明と再発防止策についての具体的検討が必要です。 また、職員の外部研修への参加や、風通しのよい職場づくりの検討や具体的対策を実施してください。

指導事項	[運営基準] 虐待防止のための体制整備が検討されていない。 令和6年4月1日より義務化
指導内容	令和6年4月1日より、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置、虐待の防止のための指針の整備、虐待の防止のための従業者に対する研修、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置が義務化された。必要な体制を整備すること。
解説	令和6年4月1日より、① 虐待防止検討委員会の設置、② 虐待の防止のための指針、③ 従業者への定期的な研修、④ ①～③を適切に実施するための専任の担当者配置が義務化されることから、体制の整備が必要です。
根拠等	■ 条例 第40条の2(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第59条(夜間対応型訪問介護)、第59条の20(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第149条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第37条の2(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	事業所毎に上記①～④の体制を整備する必要がありますが、虐待防止検討委員会、研修については法人内の複数事業所による合同開催や感染症対策委員会等他委員会と合同で開催して差し支えありません。

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書又は契約書に記録の保管が2年間と記載されていた。
指導内容	重要事項説明書及び契約書に記録の保管が2年間と記載されているが、5年間に訂正すること。
解 説	事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第42条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第58条(夜間対応型訪問介護)、第59条の19(地域密着型通所介護)、第79条(認知症対応型通所介護)、第107条(小規模多機能型居宅介護)、第127条(認知症対応型共同生活介護)、第176条(地域密着型介護老人福祉施設)、第201条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第40条(介護予防認知症対応型通所介護)、第64条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第85条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	記録の保管については、福島市条例により完結の日から5年間保存しなければならないと定めているため、誤って廃棄することのないように訂正してください。 なお、「完結の日」とは、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日となります。

指導事項	[運営基準] 消防計画に定めた内容の防災訓練を実施していなかった。
指導内容	防災訓練を実施していることは確認できたが、消防計画に定めている地震及び風水害を想定した訓練の実施が確認できなかった。 また、火災のみだけではなく、風水害や土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるように災害の態様に応じた防災訓練も実施すること。
解 説	事業者は、指定通所介護事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第59条の15(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第102条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第30条(介護予防認知症対応型通所介護)、第59条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	非常災害対策については、計画の策定、関係機関への連絡体制の整備、従業者への教育に加え、定期的な避難等の訓練の実施が義務づけられています。具体的計画の策定、連絡体制の整備、それらの従業者への周知、避難訓練等の実施を通して、万が一、災害が起こった場合に適切な対応がとれるよう努めてください。 また、避難訓練を実施していても、「毎年火災想定訓練のみとしている」など、訓練が偏っている事例も確認されます。想定される災害に応じた訓練も実施し、災害に備えてください。

指導事項	[運営基準] ① 非常災害時対応マニュアルについて、風水害時の対応マニュアルがない。 ② 非常災害時対応マニュアルについて、地震発生時の対応マニュアルがない。
指導内容	① 非常災害時対応マニュアルについて、風水害時の対応マニュアルが未策定のため、策定すること。 ② 非常災害時対応マニュアルについて、地震発生時の対応マニュアルが未策定のため、策定すること。
解 説	事業者は、指定通所介護事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第59条の15(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第102条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第30条(介護予防認知症対応型通所介護)、第59条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	非常災害対策については、計画の策定、関係機関への連絡体制の整備、従業員への教育に加え、定期的な避難等の訓練の実施が義務づけられています。具体的計画の策定、連絡体制の整備、それらの従業員への周知、避難訓練等の実施を通して、万が一、災害が起こった場合に適切な対応がとれるよう努めてください。 なお、「具体的計画」とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を指します。

指導事項	[運営基準] 運営推進会議が開催されていない。
指導内容	① 運営推進会議について、指定開所時から1度も開催していないことを確認したため、開催すること。 ② 運営推進会議について、令和2年度から1度も開催していないことを確認したため、開催すること。
解 説	事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。
根 拠 等	■ 条例 第59条の17(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第39条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	新型コロナウイルス感染症の影響により、運営推進会議が開催されていないケースが見られます。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、運営推進会議を対面またはオンライン会議システムで実施してください。

指導事項	[運営基準] 運営推進会議を書面開催していた。
指導内容	運営推進会議について、新型コロナウイルス感染予防のため書面開催していることを確認したが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて、令和5年5月8日より運営推進会議開催にかかる特例は解除されたため、対面またはオンライン会議システムを使用し実施すること。
解 説	事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。
根 拠 等	■ 条例 第59条の17(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第39条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	新型コロナウイルス感染症の影響により、運営推進会議が開催されていないケースが見られます。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、運営推進会議を対面またはオンライン会議システムで実施してください。

指導事項	[運営基準] 運営推進会議について、事業所の従業者のみで開催していた。
指導内容	運営推進会議について、事業所の従業員のみで開催していることを確認した。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センター職員等が参加する会議となるよう改めること。
解 説	事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。
根 拠 等	■ 条例 第59条の17(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第39条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	新型コロナウイルス感染症の影響により、運営推進会議を従業者のみで実施しているケースが見られます。運営推進会議の構成員に、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等、地域住民の代表者等に参加していただけるよう努めてください。

指導事項	[運営基準] 地域との連携に関する運営推進会議の記録について公表されていなかった。
指導内容	地域との連携について、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、活動の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないとされているが、公表していないことを確認したため、改めること。
解 説	1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第39条(定期巡回・随時訪問型訪問介護)、第59条の17(地域密着型通所介護)、第80条(認知症対応型通所介護)、第108条(小規模多機能型居宅介護)、第128条(認知症対応型共同生活介護)、第177条(地域密着型介護老人福祉施設)、第202条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第39条(介護予防認知症対応型通所介護)、第65条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第86条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	運営推進会議での活動の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該事業所において掲示する等により公表してください。

指導事項	[運営基準] 身体的拘束を受けている利用者の、身体的拘束適正化委員会における検討結果、家族等への説明と同意等に係る記録が確認できなかった。
指導内容	身体的拘束等の適正化について、身体的拘束を受けている利用者を確認したが、身体的拘束適正化委員会における検討結果、家族等への説明と同意等に係る記録が確認できなかったので、改めること。また介護職員その他の従業者に対し、委員会での検討結果について周知徹底を図ること。
解 説	身体的拘束適正化検討委員会では、下記の点について実施する必要があります。また、家族等への説明と同意が必要です。 ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
根 拠 等	■ 条例 第92条(小規模多機能型居宅介護)、第117条(認知症対応型共同生活介護)、第138条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第157条(地域密着型介護老人福祉施設)、第197条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第53条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第78条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	身体拘束等を行う場合の記録がない、身体的拘束適正化検討委員会が未開催、身体的拘束等の適正化のための指針が未策定、従業者に対する研修が未実施の場合は、利用者全員に対し報酬減算が適用されます。 基準・解釈通知に基づき、適切な対応をお願いします。

指導事項	[運営基準] 身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容の1つである「閲覧に関する基本方針」について記載がされていなかった。
指導内容	身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容の1つである「閲覧に関する基本方針」について記載がされていなかったため、改めること。
解 説	事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 - イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 - ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 - ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 - ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 - ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 - ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 - ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
根 拠 等	■ 条例 第92条(小規模多機能型居宅介護)、第117条(認知症対応型共同生活介護)、第138条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第157条(地域密着型介護老人福祉施設)、第197条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第53条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第78条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込む内容について、「閲覧に関する基本方針」以外にも具体的な内容が想定されているため、上記解説をご確認ください。

指導事項	[運営基準] 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかった。
指導内容	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかったため、改めること。
解 説	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
根 拠 等	■ 条例 第92条(小規模多機能型居宅介護)、第117条(認知症対応型共同生活介護)、第138条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第157条(地域密着型介護老人福祉施設)、第197条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第53条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第78条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会については、身体拘束の事案が0件であっても、3月に1回以上開催する必要があります。

指導事項	[運営基準] 身体的拘束等に関する研修が年2回以上実施されていなかった。
指導内容	身体的拘束等に関する研修を年1回しか実施されていないことを確認したため、改めること。
解 説	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
根 拠 等	■ 条例 第92条(小規模多機能型居宅介護)、第117条(認知症対応型共同生活介護)、第138条(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第157条(地域密着型介護老人福祉施設)、第197条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第53条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第78条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	職員研修を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の内容についても記録することが必要となります。 なお、実施状況が記録等により確認できない場合、減算となりますのでご注意ください。

指導事項	[会計] 事業所ごとに会計書類が作成されていなかった。
指導内容	事業所の会計について、事業所ごとの経理を区分するとともに、その他の事業の会計を区分しなければならないとされているが、区分されていないため改めること。
解 説	事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第42条(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第58条(夜間対応型訪問介護)、第59条の19(地域密着型通所介護)、第79条(認知症対応型通所介護)、第107条(小規模多機能型居宅介護)、第127条(認知症対応型共同生活介護)、第176条(地域密着型介護老人福祉施設)、第201条(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 予防条例 第40条(介護予防認知症対応型通所介護)、第64条(介護予防小規模多機能型居宅介護)、第85条(介護予防認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	会計書類について、法人等と事業所ごとの経理を区分することが必要ですが、作成については、それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示して作成してください。

指導事項	〔報酬〕 他サービスの利用
指導内容	福祉用具にかかる費用を利用者が負担していることを確認した。認知症対応型共同生活介護の提供に福祉用具貸与の必要がある場合には、事業者の費用負担により貸与すること。
解 説	特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定できません。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えありません。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2-1-(2)
改善方法等	計画作成にかかるアセスメントの結果、計画作成担当者が福祉用具の必要性を計画に位置付け、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）に該当するものを利用者が使用する場合、費用は事業者が負担してください。費用を利用者に負担させているケースが散見されますので、注意してください。 なお、必要以上のものを使用することを利用者が希望する場合等については、費用を利用者負担として差し支えありません。

指導事項	[報酬] 緊急時訪問看護加算
指導内容	緊急時訪問看護加算算定にあたっての利用者の同意書がない事を確認した。本加算算定にあたっては、利用者に対して、緊急時訪問を行う体制にある場合には本加算を算定する旨を説明し、その同意を得ること。
解 説	緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(8)(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)、第2の9(20)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	当該加算は、利用者への説明・同意が必要なため、同意書を得るなど、利用者の同意が確認できるようにしてください。

指導事項	[報酬] 看護体制強化加算
指導内容	看護体制強化加算について、算定にあたっての利用者の同意が確認できなかった。本加算算定にあたっては、利用者に対して当該加算の内容を説明し、その同意を得ること。
解 説	看護体制強化加算を算定するにあたっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ることが必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の9(23)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	当該加算は、利用者への説明・同意が必要なため、同意書を得るなど、利用者の同意が確認できるようにしてください。

指導事項	[報酬] 総合マネジメント体制強化加算
指導内容	総合マネジメント体制加算について、従業者が共同して個別サービス計画を作成したことが確認できないため、改めること。
解 説	総合マネジメント体制強化加算の算定要件として、個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行うことが必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(13)(認知症対応型共同生活介護)、第2の5(12)(小規模多機能型居宅介護)、第2の9(25)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	個別サービス計画の見直しを多職種協働により行ったことが分かるよう、個別サービス計画書に関係者の署名や押印をしてください。 個別サービス計画の見直しは、多職種協働により行いますが、その都度全ての職種が関わらなければならないものではなく、見直しの内容に応じて適切に関係者が関わることで足ります。 また、個別サービス計画の見直しに係る多職種協働は、必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、日常的な業務の中でのかわりを通じて行われることも多いことから、通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握し、これに基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満たします。なお、加算の要件を満たすことのみを目的として、新たに多職種協働の会議を設けたり書類を作成することは必要ありません。

指導事項	[報酬] 褥瘡マネジメント加算
指導内容	褥瘡マネジメント加算について、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに大臣基準第71号の2イに掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員に対して算定できるものであるが、要介護度2の利用者について算定されていることを確認した。自己点検のうえ、要介護度3未満の利用者に当該加算を算定している場合は、過誤調整のうえ返戻すること。
解説	看護小規模多機能型居宅介護において褥瘡マネジメント加算を算定する場合は、要介護度3以上の利用者全員に対して算定できるものであり、要介護3未満の利用者へは算定できません。
根拠等	■ 留意事項通知 第2の9(26)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、看護小規模多機能型居宅介護において褥瘡マネジメント加算は要介護3未満の利用者へは算定できません。介護老人福祉施設の基準では要介護度にかかる規定がなく、間違い易いので注意が必要です。 褥瘡マネジメント加算に限らず、加算算定の際は青本等により算定基準等をよく確認してください。

指導事項	[報酬] 褥瘡マネジメント加算
指導内容	褥瘡マネジメント加算にかかる褥瘡ケア計画について、居宅サービス計画の中に記載されていることを確認したが、当該計画について3月に1回見直しされていなかったため改めること。 なお、居宅サービス計画の中に褥瘡ケア計画の内容を記載する場合は、褥瘡ケア計画に相当する内容を記載するとともに、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。
解 説	褥瘡マネジメント加算にかかる褥瘡ケア計画について、3月に1回見直しが必要です。
根 拠 等	■ 厚生労働大臣が定める基準 71の2 ■ 留意事項通知 第2の8(36)(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、第2の9(26)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、褥瘡マネジメント加算にかかる褥瘡ケア計画は、3月に1回見直しが必要です。居宅サービス計画の中に褥瘡ケア計画の内容を記載する場合は、居宅サービス計画を3月に1回見直す必要がありますので、注意してください。 なお、居宅サービス計画の中に褥瘡ケア計画の内容を記載する場合は、褥瘡ケア計画に相当する内容を記載するとともに、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。

指導事項	[報酬] 排せつ支援加算
指導内容	排せつ支援加算について、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに大臣基準第71号の3に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員に対して算定できるものであるが、要介護度2の利用者について算定されていることを確認した。自己点検のうえ、要介護度3未満の利用者に当該加算を算定している場合は、過誤調整のうえ返戻すること。
解 説	看護小規模多機能型居宅介護において排せつ支援加算を算定する場合は、要介護度3以上の利用者全員に対して算定できるものであり、要介護3未満の利用者へは算定できません。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の9(27)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、看護小規模多機能型居宅介護において排せつ支援加算は要介護3未満の利用者へは算定できません。介護老人福祉施設の基準では要介護度にかかる規定がなく、間違い易いので注意が必要です。 排せつ支援加算に限らず、加算算定の際は青本等により算定基準等をよく確認してください。

指導事項	[報酬] 排せつ支援加算
指導内容	排せつ支援加算にかかる排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画について、居宅サービス計画の中に記載されていることを確認したが、当該計画について3月に1回見直しされていなかったため改めること。なお、居宅サービス計画の中に支援計画の内容を記載する場合は、支援計画に相当する内容を記載するとともに、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。
解 説	排せつ支援加算にかかる排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画について、3月に1回見直しが必要です。
根 拠 等	■ 厚生労働大臣が定める基準 71の3 ■ 留意事項通知 第2の8(37)(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、第2の9(27)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、排せつ支援加算にかかる排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画は、3月に1回見直しが必要です。居宅サービス計画の中に排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画の内容を記載する場合は、居宅サービス計画を3月に1回見直す必要がありますので、注意してください。 なお、居宅サービス計画の中に排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画の内容を記載する場合は、排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画に相当する内容を記載するとともに、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。

指導事項	[報酬] 生活機能向上連携加算
指導内容	生活機能向上連携加算は、理学療法士等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合に算定できるとされているが、理学療法士等と共同していることが確認できなかったため、改めること。
解 説	当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(14)(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第2の3の2(9)(地域密着型通所介護)、第2の4(4)(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)、第2の5(10)(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)、第2の6(12)(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)、第2の8(11)(地域密着型介護老人福祉施設)
改善方法等	多職種共同で作成した介護計画の作成は、生活機能向上連携加算を算定する要件の1つであり、その他要件も併せてすべて適合することが算定要件となっています。 また、すべての共同で作成していることがわかるよう、作成に関わった従業者の職種、担当者名等を介護計画内にて明らかにしてください。

指導事項	[報酬] 口腔衛生管理体制加算
指導内容	口腔衛生管理体制加算について、事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成する必要があるが、当該計画を確認できなかった。証憑書類として当該計画を提出すること。
解 説	事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の6(14)(認知症対応型共同生活介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護)、第2の7(11)(地域密着型特定施設入居者生活介護)
改善方法等	「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであり、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではありません。 また、「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載してください。 ① 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題 ② 当該事業所における目標 ③ 具体的方策 ④ 留意事項 ⑤ 当該事業所と歯科医療機関との連携の状況 ⑥ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。) ⑦ その他必要と思われる事項

指導事項	〔報酬〕 サービス提供体制強化加算
指導内容	サービス提供体制強化加算について、事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合について、計算等により管理していないことを確認したため、改めること。
解 説	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ※割合はサービス及び算定の種類により異なる。 本加算は、原則として職員の割合の前年度(11か月間)実績に応じて算定の可否が判断されることから、毎年3月に該当年度の職員の割合を計算・確認する必要がある。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(15)(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第2の3(7)(夜間対応型訪問介護)、第2の3の2(22)(地域密着型通所介護)、第2の4(13)(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)、第2の5(11)(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)、第2の6(15)(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)、第2の8(37)(地域密着型介護老人福祉施設)、第2の9(19)(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 市長寿福祉課長寿福祉係発出「『サービス提供体制強化加算』について(職員割合の確認方法等)」
改善方法等	当該加算について、原則として、職員の割合の前年度(11か月間)実績に応じて算定の可否が判定されることから、毎年3月に当該年度の職員の割合を計算・確認する必要があるとされており、職員の介護福祉士の占める割合が100%であっても、介護福祉士の占める割合について計算等により確認してください。

指導事項	[報酬] サービス提供体制強化加算
指導内容	サービス提供体制強化加算を算定するにあたって、従業者ごとに研修計画を作成されることとされているが、作成していないことを確認したため、改めること。
解 説	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(小規模多機能型居宅介護)従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(15)(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第2の3(7)(夜間対応型訪問介護)、第2の3の2(22)(地域密着型通所介護)、第2の4(13)(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)、第2の5(11)(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)、第2の6(15)(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)、第2の8(37)(地域密着型介護老人福祉施設)、第2の9(19)(看護小規模多機能型居宅介護) ■ 市長寿福祉課長寿福祉係発出「『サービス提供体制強化加算』について(職員割合の確認方法等)」
改善方法等	研修計画については、訪問介護員等ごとに研修計画を策定することとされているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技術や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をしてください。 なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定してください。

指導事項	[報酬] 入浴介助加算
指導内容	入浴介助加算について、サービス提供記録に入浴時間や支援内容が記載されていなかった。入浴にかかる支援内容を確認できるよう記録すること。
解 説	入浴介助加算は、 <u>入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである</u> が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(8)(地域密着型通所介護)、第2の4(9)(認知症対応型通所介護)(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、入浴介助加算は入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるため、利用者の入浴中の状況等について記録してください。

指導事項	[報酬] 個別機能訓練加算
指導内容	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画が未策定のまま介護給付費を請求していた利用者を1名確認した。利用者全員について、自己点検のうえ、個別機能訓練計画が未策定のまま介護給付費を請求した場合は遡って過誤調整すること。
解 説	個別機能訓練加算について、算定にあたっては個別機能訓練計画を作成する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(11)(地域密着型通所介護)、第2の4(7)(認知症対応型通所介護)、第2の7(6)(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第2の8(14)(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
改善方法等	個別機能訓練加算について、算定にあたっては個別機能訓練計画を作成する必要があります。加算請求の際は、個別機能訓練加算を請求する利用者なのか、従業者間でよく確認してください。

指導事項	[報酬] 個別機能訓練加算
指導内容	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画を作成する際、多職種の者が共同して作成することとされているが、共同で作成していることが確認できなかったため、改めること。
解 説	個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画を作成する際は機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(11)(地域密着型通所介護)、第2の4(7)(認知症対応型通所介護)、第2の7(6)(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第2の8(14)(地域密着型介護老人福祉施設)
改善方法等	個別機能訓練計画を作成した際は、多職種の者が共同して作成したことが分かるよう、関係者の署名・押印や会議録に残すなど、後で記録で確認できるようにしてください。

指導事項	[報酬] 個別機能訓練加算
指導内容	① 個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行う必要があるが、その記録が確認できなかった。興味・関心チェックシート(参考様式)、生活機能チェックシート(参考様式)を活用し、記録すること。 ② 個別機能訓練を開始した後に、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行う必要があるが、計画終期となる利用者の評価が未実施のため、至急評価を実施すること。
解 説	個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(11)(地域密着型通所介護)、第2の4(7)(認知症対応型通所介護)、第2の7(6)(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第2の8(14)(地域密着型介護老人福祉施設)
改善方法等	個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が居宅を訪問したうえで利用者の居宅での生活状況を確認した内容が分かるようにしてください。 また、3月ごとに1回以上、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等についての評価を実施し、記録してください。

指導事項	[報酬] 個別機能訓練加算
指導内容	3月ごとの訪問のタイミングと個別機能訓練計画の見直しのタイミングにずれが生じているため、個別機能訓練計画作成のプロセスを見直すこと。
解 説	個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行う。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(11)(地域密着型通所介護)、第2の4(7)(認知症対応型通所介護)、第2の7(6)(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第2の8(14)(地域密着型介護老人福祉施設)
改善方法等	当該加算は、利用者のニーズと居宅での生活状況を参考に、多種職共同で個別機能訓練計画を作成することとされているため、3月に1回の見直しのタイミングであってもそのプロセスは変わらないことに留意してください。 (参考通知) 通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について

指導事項	〔報酬〕 個別機能訓練加算
指導内容	① 個別機能訓練にかかるサービス提供の記録を確認できなかったため、適切に記録すること。 ② 個別機能訓練の実施記録について、訓練内容の詳細が記録されていないものが散見された。個別機能訓練計画に記載された訓練を実施するとともに、訓練内容の詳細を記録すること。
解 説	個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能な状態であることが必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(11)(地域密着型通所介護)、第2の4(7)(認知症対応型通所介護)、第2の7(6)(地域密着型特定施設入居者生活介護)、第2の8(14)(地域密着型介護老人福祉施設)
改善方法等	解説に記載のとおり、訓練後は、実施時間、訓練内容、担当者等を記録し、利用者ごとに閲覧が可能な状態で保管してください。 なお、個別機能訓練が実施されなかった場合は当該加算を算定できないため、上記の訓練にかかる状況が確認できない場合は返還を依頼することも想定されますので、留意してください。

指導事項	[報酬] 口腔機能向上加算
指導内容	口腔機能改善管理指導計画にかかる利用者等に対する同意の署名がなかったため、署名を得ること。
解 説	サービス担当者は、口腔機能向上サービスの提供に際して、口腔機能改善管理指導計画原案を利用者又はその家族に説明し、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を得る必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(18)（地域密着型通所介護）、第2の4(14)（認知症対応型通所介護）（介護予防認知症対応型通所介護）、第2の9(18)（看護小規模多機能型居宅介護）
改善方法等	口腔機能改善管理指導計画原案を利用者又はその家族に説明後、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を必ず得てください。

指導事項	[報酬] 口腔機能向上加算
指導内容	当該加算を算定する場合、口腔機能向上サービスの提供の必要性について、認定調査等により判断することとなるが、何をもとに必要性を判断したのか、書類上確認できなかったため、経過等を残すようにすること。 また、利用者の計画に対する評価をケアマネジャー等へ情報提供する必要があるが、実施状況が書類上確認できなかったため、経過等を残すこと。
解 説	① 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当するものであって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ② 口腔機能向上サービスの提供は、以下に掲げる手順を経てなされる。 (中略) 二 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供をすること。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(18)（地域密着型通所介護）、第2の4(14)（認知症対応型通所介護）（介護予防認知症対応型通所介護）、第2の9(18)（看護小規模多機能型居宅介護）
改善方法等	算定要件を満たして実施している場合であっても、算定要件を満たしていることが分かる書類を残すようにしてください。

指導事項	[報酬] 口腔機能向上加算
指導内容	口腔機能向上加算について、口腔機能改善管理指導計画にかかるモニタリングや評価の記載が漏れていた利用者を確認した。利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について記録すること。
解 説	利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供を行うことが必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(18)（地域密着型通所介護）、第2の4(14)（認知症対応型通所介護）（介護予防認知症対応型通所介護）、第2の9(18)（看護小規模多機能型居宅介護）
改善方法等	① 関連職種又はサービス担当者は、目標の達成状況、口腔衛生、摂食・嚥下機能の改善状況等を適宜モニタリングし、総合的な評価判定を行うとともに、サービスの質の改善事項を含めた、口腔機能改善管理指導計画の変更の必要性を判断します。なお、モニタリングの記録は、厚生労働省通知「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」別紙1の様式例を参照の上、作成してください。 ② モニタリングは、口腔機能改善管理指導計画に基づき、概ね1か月毎に適宜行ってください。 ③ サービス担当者は、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき課題の把握を3か月毎に実施し、事業所を通じて利用者を担当する介護支援専門員又は介護予防支援事業者等へ情報を提供します。なお、この把握には、上記通知別紙1、別紙2の様式例を参照の上、作成してください。

指導事項	[報酬] 送迎を行わない場合の減算
指導内容	送迎を実施している利用者があることを確認したが、送迎を実施したことの記録を残していないため、改めること。
解 説	利用者が自ら事業所に通う場合、利用者の家族等が事業所への送迎を行う場合など、従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(21)(地域密着型通所介護)、第2の4(17)(認知症対応型通所介護)(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は減算の対象となります。送迎を実施した場合は、その旨を送迎車の運行記録等に記録してください。

指導事項	〔報酬〕 送迎を行わない場合の減算
指導内容	事業所と同一建物に居住する利用者について、同一建物減算のほか送迎未実施減算を算定していることを確認した。同一建物減算の対象となる場合には、送迎未実施減算の対象とはならないため、改めること。
解 説	利用者が自ら介護事業所に通う場合、利用者の家族等が事業所への送迎を行う場合など、従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、同一建物減算の対象となっている場合には、送迎未実施減算の対象とはならない。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3の2(21)(地域密着型通所介護)、第2の4(17)(認知症対応型通所介護)(介護予防認知症対応型通所介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、事業所と同一建物に居住する利用者が同一建物減算の対象となっている場合には、送迎未実施減算の対象にはなりません。 なお、「同一建物」とは、当該指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定地域密着型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。

指導事項	[報酬] 看取り介護加算
指導内容	看取り介護加算について、以下の点を改めること。 ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者が、当該加算算定の対象となるが、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した旨の記録を確認できなかったため、適切に記録を保管すること。 ② 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、説明のうえ利用者又は利用者家族から同意を得る必要があるが、利用者等からの同意が確認できなかったため、改めること。
解 説	① 当該加算の対象となる利用者は、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者です。 ② 利用者又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得る必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の6(7)(認知症対応型共同生活介護), 第2の7(14)(地域密着型特定施設入居者生活介護費), 第2の8(30)(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費),
改善方法等	医師の診断、利用者等の同意、療養・介護の状況などについて、算定基準に基づき適切に記録・保管してください。

指導事項	[報酬] 看取り介護加算
指導内容	① 看取り介護加算について、死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておく必要があるが、文書による同意を確認できなかったため改めること。 ② 看取り介護加算について、利用者の介護に係る計画を医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成する必要があるが、看護職員が計画作成に携わっていることを記録から確認できなかった。計画作成にあたっては、看護職員も計画作成に携わるよう改めること。
解 説	① 当該加算の対象となる利用者は、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者です。 ② 利用者又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得る必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の6(7)(認知症対応型共同生活介護), 第2の7(14)(地域密着型特定施設入居者生活介護費), 第2の8(30)(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費) ■ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号)
改善方法等	① 看取り介護加算については、算定にあたり事前に同意を得る内容が多いことから、同意書の項目について留意事項通知の内容を網羅しているか、確認してください。 ② 利用者の介護に係る計画については、医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成してください。

指導事項	〔報酬〕 医療連携体制加算
指導内容	当該加算については、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ることと定められている。 現在、使用している同意書には、重度化した場合の対応に係る指針が示されていないことから、重度化した場合の指針を定め、利用者等へ説明を実施すること。
解 説	医療連携体制加算の算定要件である「重症化した場合における対応に係る指針」に盛り込む項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取り扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針、などが考えられる。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の6(9)(認知症対応型共同生活介護)
改善方法等	当該加算では「重度化した場合の対応に係る指針」を定めることとされていることから、上記の項目等が盛り込まれたものを作成し、事業所としての方針を明らかにしておくようにしてください。

指導事項	[報酬] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	介護職員等処遇改善加算について、介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面をもって作成し、全ての介護職員に周知すること。
解 説	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)算定にあたっては、介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知する必要があります。
根 拠 等	■ 介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和7年2月7日 老発0207第5号)
改善方法等	解説に記載のとおり、昇給の仕組みを就業規則等で明確に規定し、全ての介護職員に周知してください。

指導事項	[報酬] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	職場環境等要件として、介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用をすべての職員に周知することとされているが、実施状況が確認できなかったため、改めること。
解 説	(加算(Ⅰ)及び加算(Ⅱ)の職場環境等要件) 平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容をすべての介護職員に周知していること。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(16)(定期巡回・随時対応型訪問介護)、第2の3(8)(夜間対応型訪問介護)、第2の3の2(23)(地域密着型通所介護)、第2の4(15)(認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)、第2の5(12)(小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護)、第2の2(16)(認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)、第2の8(38)(地域密着型介護老人福祉施設)、第2の9(20)(看護小規模多機能型居宅介護)
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。 周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。

指導事項	[報酬] 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	介護職員等処遇改善加算計画書において、賃金規程の見直しにより手当を支給する旨記載されているが、賃金規程に手当の支給基準が定められていないことを確認した。また、キャリアパス要件Ⅰ及びⅢに必要な職位等の基準や経験・資格等に応じて支給する仕組みも就業規則等で確認できなかった。介護職員処遇改善加算の算定 基準および処遇改善計画書に記載の内容を満たすよう、介護職員にかかる給与等の支給基準を定めること。 なお、介護職員にかかる給与等の支給基準を規定できない場合は、令和5年4月以降の介護職員処遇改善加算について返戻を求めることとなるため、留意すること。
解 説	次に掲げる基準のいずれにも適合していなければなりません。 ① 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ② ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ④ ④について、全ての介護職員に周知していること。 ⑤ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 ⑥ ⑤について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
根 拠 等	■ 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号) ■ 介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年2月7日 老発0207第5号)
改善方法等	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を算定する際は、キャリアパス要件Ⅰ及びⅢにかかる根拠規定を制定後、従業者へ書面で周知する必要がありますので、必ず実施してください。 なお、キャリアパス要件Ⅰ及びⅢにかかる根拠規定について、運営指導時に必ず確認しますので留意願います。

指導事項	[報酬] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	キャリアパス要件(Ⅱ)において、介護職員の職務内容等を踏まえ、資質向上のための研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、それらについて全ての介護職員に周知することとされているが、研修計画の内容について周知が不十分であった。研修計画については日時のみだけでなく、内容も周知するように努めること。
解 説	次のイ及びロの全てに適合していること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質の向上に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。
根 拠 等	■ 介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年2月7日 老発0207第5号)
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。

指導事項	[その他] 看護師の判断で投薬を行っていた。
指導内容	医師から投薬の処方を受けてない入居者に対して、看護師の判断で投薬を行わないこと。 また、入居者が処方を受けた医薬品について、ラベルを貼る等、入居者ごとに区別して保管・管理し、他の入居者の医薬品を使用しないこと。
解 説	① 医師でなければ、医業をしてはならない。 ② 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣(かん)腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。
根 拠 等	■ ①医師法 第17条 ■ ②保健師助産師看護師法 第37条
改善方法等	看護師が医薬品を投与する場合は、主治の医師又は歯科医師の指示が必要であり、独断で医薬品を投与することは不適切です。 また、他の患者の医薬品を誤って使用することのないように医薬品の管理には十分に留意してください。

指導事項	[その他] 利用者の髭剃りを剃刀(T字カミソリ)により職員が行っていた。
指導内容	頭髪の剃込、顔そり等の方法により容姿を整える行為(理容)は、理容師法に基づき免許を得た「理容師」が実施するものとされており、介護従事者が、剃刀(T字も含む)によって、髭剃り等を行う行為は、理容師法に抵触するため、改めること。
解 説	① この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。 ② 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。 ③ 理容師試験は、理容師として必要な知識及び技能について行う。 ④ 理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない。 ⑤ 顔そり等は理容行為に該当し、利用に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行うことが可能なものとなっており、また、身体が不自由などの理由により理容所に来ることができない方は、法令上出張理容の対象として位置付けられ、出張理容サービスを受けることができることとなっている。そのため、美容師が顔そり等を行うことを認めることは困難である。なお、介護従事者であっても、剃刀による顔そり等は認めていない。
根 拠 等	■理容師法 第1条の2、第2条、第3条、第6条 ■構造改革特区及び地域再生(非予算関連)に関する再々検討要請に対する各府省庁からの回答について(平成19年10月9日 内閣官房 地域活性化統合事務局)
改善方法等	剃刀(T字カミソリ)で髭剃りを行えるのは、理容師の免許を受けた者とされています。介護職員が髭剃りを行う場合には、電気カミソリの使用が望ましいと考えられます。 なお、電気カミソリを使用する場合は、1つの電気カミソリを複数人で使用することは避け、利用者本人の電気カミソリを使用することを原則とするなど、感染症予防に十分留意してください。 また、この取扱いについては福島市としての考えであり、他市町村とは取扱いが異なる場合がございますのでご注意ください。

指導事項	[その他] 避難経路上に物品が置いてあり、避難の支障をきたしていた。
指導内容	避難経路上に物品が置いてあり、備品等の物品が障害物となっていたため、改めること。
解 説	学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。
根 拠 等	■ 消防法 第8条の2の4
改善方法等	避難する際に避難の支障をきたす物品等は、避難経路上に設置してはいけません。手軽に移動できるものであれば構いませんが、避難訓練の際に避難の支障をきたす物品等がないか、確認してください。

4 運営規程に定める事項

～地域密着型サービス～

サービス	運営規程に規定する内容
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 緊急時等における対応方法 8 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 9 地域との連携に関する事項 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
■夜間対応型訪問介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 緊急時等における対応方法 8 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 9 地域との連携に関する事項 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■地域密着型通所介護 ■共生型地域密着型通所介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定地域密着型通所介護の利用定員 5 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 地域との連携に関する事項 12 虐待の防止のための措置に関する事項 13 その他運営に関する重要事項
■療養通所介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定療養通所介護の利用定員 5 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 非常災害対策 10 地域との連携に関する事項 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■認知症対応型通所介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定認知症対応型通所介護の利用定員 5 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 地域との連携に関する事項 12 虐待の防止のための措置に関する事項 13 その他運営に関する重要事項
■小規模多機能型居宅介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 地域との連携に関する事項 12 虐待の防止のための措置に関する事項 13 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■認知症対応型共同生活介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 利用定員 4 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 入居一時金の取扱いに関する事項 6 入所に当たっての留意事項 7 個人情報の取扱いに関する事項 8 非常災害対策 9 地域との連携に関する事項 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
■地域密着型特定施設入居者生活介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 入居定員及び居室数 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 入居一時金の取扱いに関する事項 6 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 7 施設の利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 個人情報の取扱いに関する事項 10 非常災害対策 11 地域との連携に関する事項 12 虐待の防止のための措置に関する事項 13 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 入所定員 4 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 施設の利用に当たっての留意事項 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 緊急時等における対応方法 8 非常災害対策 9 地域との連携に関する事項 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
■ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 入居定員 4 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 5 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 施設の利用に当たっての留意事項 7 個人情報の取扱いに関する事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 地域との連携に関する事項 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■看護小規模多機能型居宅介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 地域との連携に関する事項 12 虐待の防止のための措置に関する事項 13 その他運営に関する重要事項